○佐久市・北佐久郡環境施設組合議会傍聴規則

平成26年11月４日議会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第130条第３項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第２条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第３条　会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

２　会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

３　報道関係者及び佐久市・北佐久郡環境施設組合職員は、前２項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

（傍聴人の制限）

第４条　議長は、必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

（議場への入場禁止）

第５条　傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（１）　銃器その他危険な物を持っている者

（２）　酒気を帯びていると認められる者

（３）　異様な服装をしている者

（４）　はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

（５）　笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

（６）　前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

（傍聴人の守るべき事項）

第７条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

（１）　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（２）　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

（３）　はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

（４）　帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（５）　携帯電話その他の音を発する機器等の電源を切ること。

（６）　飲食又は喫煙をしないこと。

（７）　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

（８）　前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真撮影、録画、録音等の禁止）

第８条　傍聴人は、傍聴席において写真を撮影し、又は録画、録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第９条　傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第10条　傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条　法第292条において準用する法第130条第１項及び第２項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（補則）

第12条　この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。